

今後の中央環境審議会の運営等のあり方について（提言）
（鈴木会長報告）

【1. 背 景】

中央環境審議会は、平成5年の環境基本法の施行に伴い、それまでの中央公害対策審議会を改組して設置された。

平成13年の中央省庁等再編に伴う環境省設置に併せて、環境庁時代の中央環境審議会、自然環境保全審議会、瀬戸内海環境保全審議会に加え、総理府の動物保護審議会、厚生省の生活環境審議会廃棄物処理部会の5つの審議会を統合して、新たな中央環境審議会（以下「審議会」という。）が発足した。

現在、15部会において鋭意調査審議を行い、環境大臣等からの諮問に応じ、また審議会自らも意見具申を行っているところである。

環境基本法施行から20年弱、新たな審議会が発足し10年余が経過し、地球環境問題の高まりや、昨年の東日本大震災を受けた新たな環境問題の対応など昨今の環境行政を取り巻く状況も大きく変化してきている。本年4月の第17回総会において、今後の審議会の運営等のあり方について議論され、これを踏まえて各部会長と意見交換を行ったところである。

【2. 論 点】

総会における議論や各部会長との意見交換を通じて、審議会の運営等について以下のような問題提起や提案がなされた。

（1）部会の議論の活性化

所属委員数の多い部会は、時間の制約から各委員が1回程度の発言機会しかなく、委員相互間の活発な議論が行われない状況にある。特に、合同部会は委員数が多くその傾向が強いとの指摘があった。

（2）部会間の議論の調整

複数の部会に関係するような課題をどの部会で議論すべきかという手続的な問題に加えて、一方の部会長が、関連する他の部会における議論の進捗状況がわからないと議論を進めにくいとの課題もある。

例えば、化学物質の問題は非常に多くの部会に関連するが、化学物質施策全体の議論はどの部会でもできていないとの指摘があった。

この点について、部会をもっと大括りに再編し、効果的・効率的に議論ができる仕組みにしてはどうかとの提案があった。

(3) 小委員会、専門委員会の整理見直し

小委員会には、定型的な判定や審査を行うものと環境政策の提案を行うものがあるが、部会と小委員会の役割分担をどう整理すべきかの問題提起があった。

また、過去に設置されたが、長く開催されていない小委員会や専門委員会は廃止することとし、一定期間開催されていないものは、自動的に整理される仕組みにしてはどうかとの提案があった。

【3. 提 言】

上記の意見を踏まえ、来年1月からスタートする新たな審議会においては、新しいニーズに的確に対応した実質的な審議を行うためにも、その運営について、以下の事項について見直しを図るべきであり、そのために必要な議事運営規則の改正その他の制度的な措置を講ずるべきである。

(1) 部会の統廃合

関連の深い議案を審議する部会の統合を図る。具体的には、次の各部会は、次期の審議会において統合するものとする。また、審議を終了した21世紀環境立国戦略特別部会は廃止する。

- ・廃棄物・リサイクル部会と循環型社会計画部会の統合
- ・環境保健部会と石綿健康被害判定部会の統合
- ・水環境部会と瀬戸内海部会の統合
- ・21世紀環境立国戦略特別部会の廃止

(2) 機動的な審議

二以上の部会の所掌に係る議案を審議する場合において、より迅速かつ機動的に調査審議を行うために、会長が適当な一の部会を指定して調査審議をできるようにする。

(3) 議論の活性化（部会所属委員の削減）

各部会における活発な審議を促進する観点から、次期委員の選定において、一部会当たりの構成委員数をできる限り抑制する。

(4) 部会間の連携の促進

関わりの深い部会間の議論の進捗等を共有する観点から、一方の部会長や主要な委員が、他方の部会に所属し、あるいは議論に参加するなど、適切な連携が図られるよう工夫を行う。

(5) 小委員会、専門委員会の整理見直し

一定期間開催実績のない小委員会や専門委員会は、原則廃止とすることとし、具体的に、現在2年以上開催実績のない小委員会、専門委員会については、次回の各部会において廃止の手続きをする。

(6) 総会における議論の活性化

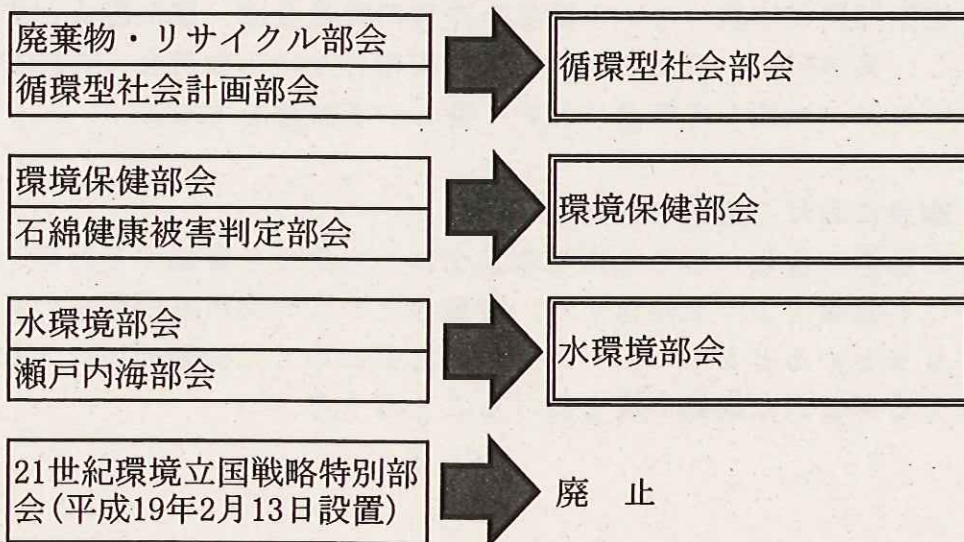
社会経済の変化に応じた環境政策全体の方向性を審議するため、総会における議論をより活性化する。審議会としての大所高所からの考え方をとりまとめるとともに、そのために必要に応じて機動的に少人数の委員による非公式な議論の場を設けることとする。

以 上

中央環境審議会議事運営規則等の改正・見直しの概要

○議事運営規則の改正等

部会の統廃合 15部会 ⇒ 11部会



○運営方針の改正

・二以上の部会の所掌に係る議案を審議する場合、より迅速かつ機動的に調査審議を行うために、会長が適当な一の部会を指定して調査審議できるようにする。

○総会における議論の活性化

・社会経済の変化に応じた環境政策全体の方向性を審議するため、総会における議論をより活性化する。必要に応じて機動的に少人数の委員による非公式な議論の場を設ける。

○その他の見直し

・各部会における活発な審議を促進する観点から、一部会当たりの構成委員数を抑制。

・関わりの深い部会間の議論の進捗等を共有する観点からも、一方の部長や主要な委員は、他方の部会にも所属し、あるいは議論に参加するなど、適切な連携が図られるよう工夫を行う。

・一定期間開催実績のない小委員会や専門委員会は、原則廃止とする。